

近江八幡市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方自治法第7条の規定に基づき、近江八幡市を設置することに伴い、県の条例で規定している安土町の名称ならびに安土町に所在する県立施設の設置場所について必要な整備を行うとともに、滋賀県知事の権限に属する事務のうち安土町が処理することとされている事務について必要な整備を行うため、近江八幡市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) 以下の条例において定めている安土町の名称を「近江八幡市」に改めることとします。(第1条、第5条、第6条、第8条関係)

- ・滋賀県行政機関設置条例
- ・滋賀県琵琶湖流域下水道条例
- ・滋賀県公営企業の設置等に関する条例
- ・滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例

(2) 以下の条例において定めている安土町に所在する施設の設置場所について必要な整備を行うこととします。(第3条、第4条、第7条関係)

- ・滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例
- ・滋賀県立農業大学校の設置および管理に関する条例
- ・滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例

(3) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において定めている安土町が処理することとされている事務について必要な整備を行うこととします。

(第2条関係)

(4) その他

ア この条例は、平成22年3月21日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

近江八幡市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

旧	新												
滋賀県行政機関設置条例													
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>(病虫害防除所)</p> <p>第15条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第1項の規定に基づき、病虫害防除所を設置する。</p> <p>2 病虫害防除所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県病虫害防除所</td> <td style="text-align: center;">蒲生郡安土町</td> <td style="text-align: center;">県内の全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	滋賀県病虫害防除所	蒲生郡安土町	県内の全域	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>(病虫害防除所)</p> <p>第15条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第1項の規定に基づき、病虫害防除所を設置する。</p> <p>2 病虫害防除所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県病虫害防除所</td> <td style="text-align: center;">近江八幡市 安土町</td> <td style="text-align: center;">県内の全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	滋賀県病虫害防除所	近江八幡市 安土町	県内の全域
名称	位置	所管区域											
滋賀県病虫害防除所	蒲生郡安土町	県内の全域											
名称	位置	所管区域											
滋賀県病虫害防除所	近江八幡市 安土町	県内の全域											
第16条～第19条 略	第16条～第19条 略												
滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例													
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される</p>												

範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

別表（第2条関係）

(1)～(19)の2 略	
(20) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市(栗東市を除く。)および町(安土町、日野町および竜王町を除く。)
(21)～(33) 略	
(34) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市(栗東市を除く。)および町(安土町、日野町および竜王町を除く。)
(35) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに関するものに限る。) ア～エ 略	市町(安土町および日野町を除く。)
(36)～(41) 略	
(42) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(長浜市の区域に係るもの <u>にあつては</u> 、平成21年12月31日現在における同市の区域に係るものを除く。) ア～ウ 略	市町(大津市および近江八幡市を除く。)

範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

別表（第2条関係）

(1)～(19)の2 略	
(20) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市町(栗東市、日野町および竜王町を除く。)
(21)～(33) 略	
(34) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市町(栗東市、日野町および竜王町を除く。)
(35) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに関するものに限る。) ア～エ 略	市町(日野町を除く。)
(36)～(41) 略	
(42) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(長浜市の区域に係るものを除き、 <u>近江八幡市の区域に係るもの</u> <u>にあつては</u> 平成22年3月20日現在における安土町の区域に係るものに限る。) ア～ウ 略	市町(大津市を除く。)

(43)～(45)の2 略	
(46) 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号。以下この項において「府令」という。)および特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下この項において「告示」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)および町(安土町および竜王町を除く。)
(47)～(52)の2 略	
(53) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)および町(安土町および竜王町を除く。)
(54)～(54)の2 略	
(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	市町(近江八幡市、安土町および竜王町を除く。)
(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)および町(安土町および竜王町

(43)～(45)の2 略	
(46) 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号。以下この項において「府令」という。)および特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下この項において「告示」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略	市町(大津市、近江八幡市および竜王町を除く。)
(47)～(52)の2 略	
(53) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 略	市町(大津市、近江八幡市および竜王町を除く。)
(54)～(54)の2 略	
(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	市町(近江八幡市および竜王町を除く。)
(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	市町(大津市、近江八幡市および竜王町を除く。)

	を除く。)
(56) 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。)および振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下この項において「府令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ヒ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)および町(安土町および竜王町を除く。)
(57)～(61)の3 略	
(62) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(育成医療に係るものに限る。) ア～カ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町および甲良町
(63)～(64)の7 略	
(65) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)および児童福祉法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町および甲良町
(65)の2 略	
(66) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)および母子保健法の施行のための規則に基づく事務	市(大津市、長浜市および

(56) 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。)および振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下この項において「府令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ヒ 略	市町(大津市、近江八幡市および竜王町を除く。)
(57)～(61)の3 略	
(62) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(育成医療に係るものに限る。)(近江八幡市の区域に係るものによっては、平成22年3月20日現在における安土町の区域に係るものに限る。) ア～カ 略	市町(大津市および多賀町を除く。)
(63)～(64)の7 略	
(65) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)および児童福祉法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(近江八幡市の区域に係るものによっては、平成22年3月20日現在における安土町の区域に係るものに限る。) ア～イ 略	市町(大津市および多賀町を除く。)
(65)の2 略	
(66) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)および母子保健法の施行のための規則に基づく事務	市町(大津市、長浜市および

のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	び近江八幡市を除く。)、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町および甲良町
(67) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	安土町および多賀町
(68)～(75) 略	

のうち、次に掲げる事務(近江八幡市の区域に係るものにあつては、平成22年3月20日現在における安土町の区域に係るものに限る。) ア～イ 略	よび多賀町を除く。)
(67) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略	近江八幡市および多賀町
(68)～(75) 略	

滋賀県立養護老人ホ - ムの設置および管理に関する条例

第1条 省略

(名称、定員および位置)

第2条 老人ホ - ムの名称、定員および位置は、次に掲げるとおりとする。

名称	定員	位置
滋賀県立老人ホ - ム安土荘	80 人	蒲生郡安土町大字中屋
滋賀県立老人ホーム長浜荘	80 人	長浜市加田町
滋賀県立老人ホ - ムさつき荘	50 人	蒲生郡日野町大字小御門

3条から第11条まで 省略

第1条 省略

(名称、定員および位置)

第2条 老人ホ - ムの名称、定員および位置は、次に掲げるとおりとする。

名称	定員	位置
滋賀県立老人ホ - ム安土荘	80 人	近江八幡市安土町中屋
滋賀県立老人ホーム長浜荘	80 人	長浜市加田町
滋賀県立老人ホ - ムさつき荘	50 人	蒲生郡日野町大字小御門

第3条から第11条まで 省略

滋賀県立農業大学校の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 次代の農業を担う人材を養成するとともに、農業従事者等に対し農業に関する研修を行うため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校として滋賀県立農業大学校(以下「大学校」という。)を蒲生郡安土町に設置する。

第2条以下 省略

(設置)

第1条 次代の農業を担う人材を養成するとともに、農業従事者等に対し農業に関する研修を行うため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校として滋賀県立農業大学校(以下「大学校」という。)を近江八幡市安土町に設置する。

第2条以下 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道条例

第1条から第15条まで 省略

付則 省略

別表第1(第2条関係)

流域下水道の処理区	市町
湖南中部処理区	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 安土町 日野町 竜王町
湖西処理区	大津市
東北部処理区	彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
高島処理区	高島市

別表第2 省略

第1条から第15条まで 省略

付則 省略

別表第1(第2条関係)

流域下水道の処理区	市町
湖南中部処理区	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 日野町 竜王町
湖西処理区	大津市
東北部処理区	彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
高島処理区	高島市

別表第2 省略

滋賀県公営企業の設置等に関する条例

第1条 省略

(経営の基本)

第2条 省略

2 省略

3 省略

名 称	給 水 区 域	1日の給水能力
(略)		
東南部上水道	(中部地区) 近江八幡市、東近江市、 <u>安土町</u> 、日野町、竜王町 (甲賀地区) 甲賀市	117,700立方メートル

第3条以下 省略

第1条 省略

(経営の基本)

第2条 省略

2 省略

3 省略

名 称	給 水 区 域	1日の給水能力
(略)		
東南部上水道	(中部地区) 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 (甲賀地区) 甲賀市	117,700立方メートル

第3条以下 省略

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、滋賀県立安土城考古博物館(以下「博物館」という。)を蒲生郡安土町大字下豊浦に設置する。

第2条以下 省略

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、滋賀県立安土城考古博物館(以下「博物館」という。)を近江八幡市安土町下豊浦に設置する。

第2条以下 省略

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例

警察法(昭和29年法律第162号)第53条第4項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第5条の規定に基づき、警察署の名称、位置および管轄区域を次のとおり定める。

名 称	位 置	管轄区域

警察法(昭和29年法律第162号)第53条第4項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第5条の規定に基づき、警察署の名称、位置および管轄区域を次のとおり定める。

名 称	位 置	管轄区域

		(中 略)
滋賀県 近江八幡警察署	近江八幡市	近江八幡市 蒲生郡 <u>安土町</u> 、竜王町
(以下省略)		

		(中 略)
滋賀県 近江八幡警察署	近江八幡市	近江八幡市 蒲生郡 竜王町
(以下省略)		